

徳島地方裁判所委員会（第23回）・家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 開催日時

日時 令和2年9月17日（木）午後2時00分

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（各50音順）

(1) 地裁委員

齋藤正人委員〔委員長〕，島戸真委員，手束泰二委員，花輪一義委員，林紀子委員，吉成務委員

(2) 家裁委員

青野透委員，伊澤大介委員，稲井芳枝委員，大西聡委員，小松新一委員，（齋藤正人委員〔委員長〕），（花輪一義委員）

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選出

(5) テーマ「新型コロナウイルス感染症に関する裁判所の対応」の導入説明

「徳島地方・家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応」について説明

説明者	徳島地方裁判所民事次席書記官	飯尾 竜太
	徳島地方裁判所刑事次席書記官	高石 祥一
	徳島地方裁判所事務局総務課長	名越 弘志
	徳島地方裁判所事務局会計課長	藤田 美博
	徳島家庭裁判所訟廷管理官	佐藤 潤
	徳島家庭裁判所事務局総務課長	橘 潤一郎

(6) テーマ等についての意見交換

下記5のとおり

(7) 次回開催期日，テーマ等

委員から次回の地裁委員会のテーマとして，民事訴訟のIT化に関するテーマの要望があった。

(8) 所長あいさつ

(9) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員）

要旨

テーマ「司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置とのバランスについて」

- ： 来庁時における体調確認としては、どの程度の事をしてしていますか。
- ： それほど厳格に体調を確認しているわけではありませんが、体調不良を訴えた方については、無理をしないで静養していただくために期日の変更を検討するというように、情報が入った段階で対処していくという実情です。
- ： 体調の確認方法に関連して、非接触型体温計などの現時点での整備状況、あるいは、今後の整備予定を教えてください。
- ： 現時点では、まだ非接触型体温計は整備できていませんが、昨今の状況を踏まえ、購入するとの方針で検討を進めているという段階です。
- ： 非接触型体温計は医療機関を含めて、すごく需要があるというか、なかなか手に入らないということを知っています。ですが、体調の確認もなく、玄関をそのまま素通りではウイルスを持ち込んでしまうところもあるので、体調不良の方とか熱がある方は申し出てくださいと案内を出すような対策も必要かと思います。今日も裁判所に来させていただいたときには入口のところで消毒液や会議室にはアクリル板もありましたので、そのような感染対策はされているなと感じました。裁判所は御用のある人だけが来られると思いますが、体調不良の方を見逃さないための案内や非接触型体温計などの整備も大事な事かと思いました。
- ： 皆さんの所属組織では非接触型体温計などは整備されているのでしょうか。あるいは、来訪者は入館時に体温を測っているのでしょうか。
- ： 私の所属する組織の受付周りでは非接触型体温計を設置しています。あと、イベントはほぼ中止になっていますが、人が集まるようなイベントの際には、適当な本数の手指消毒液を準備しています。
- ： 庁内で感染者が出た場合の対応については、我々も悩んでいます。まずは、保健所の指示に従って処置をされるのですが、保健所から聞いている内容として、除菌作業は自分でやってもらいたい、つまり保健所ではしてもらえないということのようです。当社も県内のいろんな清掃会社に問い合わせてみましたが、除菌作業については、なかなか引き受けてもらえない状況です。結局、自分たちがやらざるを得ないかなというところで上下の防護服とアルコール度数の高い除菌アルコールは準備しています。庁内で感染者が出た場合の対応方法を教えてください。
- ： 仮に職員や来庁者の方に感染者が発生した場合、消毒が必要か否か、その範囲などについては保健所の指示を仰ぐこととなりますが、現在の状況においては、当庁においても仮に除菌が必要となった場合には、方法について特段の指示が無い限りは職員において必要な範囲を消毒することになると想定しています。
- ： 2点の意見を申し上げます。1つは、対象地域に当事者等がいる事件の進行の検討というところで、先ほどの説明では、東京などの対象地域であれば、代理人が事務所に出勤する必要があることから一律に期日を中止したという

ことでした。私も実際に経験しましたが、弁護士はプロであり、ふだんから感染に注意していますし、事務所に出勤する必要がある場合は注意して行きます。今の時代ですと電話会議などを利用して手続きを進行させることもできるので、今後、同様の事態が起こったときには、一律に中止ということではなく、代理人の意向を確認した上で手続きを延期するのか、実施するのか御検討いただきたいと思います。もう1点として、裁判所の中で感染のリスクが高いとすれば調停事件の待合室かと考えられます。調停事件で30分ほど待っていることがあります。多い時には家事の調停待合室で8名ほどいることもあり、満室になったときには私も感染の不安を感じたこともあります。そういう意味では来庁者全員に対して厳格な体調管理を行う必要はないにしても、調停事件について長時間を同じ場所で待機しなければいけないことが予想される人に対しては、もう少しケアが必要なのではないかと考えています。

- ： ただいま、期日を一律に中止するのはどうかというお話がありましたが、当時の状況としましては、新型コロナというのはどういうものなのか、どれほど感染力が強いのかというところがわからないし、外出の自粛の要請というものがありませんでした。もちろん、弁護士が事務所に行くということがありましたし、当事者が弁護士の事務所まで相談に行くとか、そういうことも含めると、事件を進行させると当事者、弁護士に外出を求めることになってしまうのではないかと考えもありました。今から考えると行き過ぎたところもあったのかもしれませんが、当時の状況としてはそのように対応することにいたしまして、東京や大阪などの代理人がついている事件では、徳島まで出頭したいという要望もありましたけれども、こういう御時世なのでできれば電話会議で進行させたいということで御理解いただきました。今後どうするかというところについては、これからWEB会議などが導入されることが予定されているところでもありますし、そのような機器が使用できるようになれば、もう少し柔軟な対応が可能になるのではないかと考えています。
- ： 調停事件に関して、御意見は承りました。善処いたします。昨年度の第一審強化方策徳島地方協議会でも弁護士会にはお伝えしましたが、仮に待合室が密になっているということでしたら書記官室の方にお申し出いただきましたら、別の階の待合室利用なども検討いたします。ただ、調停委員が調停室でお話を聞く際に当事者が庁内で行方不明という状況では困るところですので、待合室を変更するという場合には書記官室に御相談いただければと思います。
- ： 実際に期日が取消しになったり、延期になったことで当事者はかなりいらいらしていました。弁護士事務所は早い時期からアクリル板やアルコール消毒を準備して打ち合わせを行っており、事件の数も全然減らず、日常と変わりありませんでした。社会的にもそうではありましたが、そのような中で裁判所だけが全然進まない。今、ふと考えていましたが、裁判所は不特定多数

の方が出入りする場所ではなく、利用する人のみが入り出すのですから、もう少しきめ細かな対応によって、事件進行を行うことができたのではないかと思います。そうとは言え、手続きを運営していてひょっと感染者が出れば責任問題になったり、非常に難しい判断になると思いますから、私も具体的な代替案を持ち合わせてはいたのですが、裁判所は不特定多数の人が入り出すという場所ではないので、もう少し代理人などと事前に連絡を取り合って依頼者の体調を確認するとか、他に要望はないかとか協議するなどして個別具体的な対応ができたのではないかなと思いました。

○： 今回の裁判の進行などについて、例えば企業再生とか、今回のコロナの関係でますます厳しい企業が出てくるという可能性もありますし、そういった対応で苦情とかトラブルとかいう話はありませんでしたか。他にも先ほどの説明では在宅勤務を導入されたということでしたが、効果などについてどのように検証されたか、裁判所なら様々な情報などの問題もあるかと思うのですが、情報を自宅まで持ち帰って仕事をされるような仕組みだったのですか。また、2分の1や3分の1という交代勤務は非効率に考えられるのですが、グループを分けて交代勤務をするのであれば別の場所を借りて平常時と同じ人数で業務を行うという選択肢もあるかと思うのですが、お教えいただきたいと思います。

□： 破産・再生事件のうち緊急性が高い事件については、業務縮小中であっても優先的に開始決定などを行うなどという態勢で対応しており、緊急性がそれほど高くない事件については受理を行うに留めるなど、優先度に応じて処理を行っていました。確かに平常時に比べると開始決定までに時間を要していたということになります。クレームがあったかということでは、緊急事態宣言解除後に代理人の弁護士から複数の事件についてなるべく早く処理してほしいという要望がありました。その結果、なるべく早く処理しているという状況で、現在では平常時の処理態勢に復しており滞っていた事件についても順次処理を終えているというところではあります。

在宅勤務の内容について、民事部では各係において有効と考えられる事務を指示したところではあります。在宅勤務の方針が決まってから移行するまでの期間が非常に短かったことから、ばたばたと実施に入ってしまったこともあり、実際のところは執務資料やマニュアル等を持ち帰って読み込むとか、あるいは、その改訂準備をするなどという事務が中心になっていました。当時は裁判記録や裁判の情報を自宅に持ち帰るということは、かなりリスクが大きく、できませんでしたので、先ほど申し上げた事務が中心になっていました。

□： 刑事部も民事部と同様で、日ごろでは手を付けられない執務資料を持ち帰って読み込み、改めるべきところを改めるという作業を中心に行っていました。刑事部でも裁判記録やその情報を持ち出すことは非常にリスクの高い問題ですので、行っていません。

- ： 家庭裁判所も民事部、刑事部と同様ですが、今回は緊急事態宣言の発令が異動期直後ということもあり、執務資料の学習であるとか過去のマニュアルを現行の事務処理に基づいたものに更新する等といった作業を中心に行いました。情報の持ち出しについては厳格に定められており、実際に裁判所の情報を持ち出すということはありませんでした。
- ： 裁判所では在宅勤務ということで感染拡大防止を重視しています。先ほど事件部から説明がありましたとおり、情報の持ち出しやセキュリティという制約がありますので、執務資料の読み込みやマニュアルの改訂作業が中心となっていました。一般に言われている情報通信機器を用いてネットワークを使用した自宅と裁判所との接続という点ではまだ課題がありますので、現状では交代勤務を行いました。今後こういった形なら在宅勤務で行える仕事の幅を広げられるかは、今後の検討課題というところです。
- ： 交代勤務の効率性の問題ですが、私も所属庁で業務運営に関わっていて、所属庁でも緊急事態宣言が出されたときにはA班とB班に分けて、基本的に交代勤務によりA班とB班は出会わないという状況でした。今、当時のことを振り返ってみると人と人との接触をとにかく避けるようにという指示でしたので、他の場所を借用して出勤するとしてもやはり公共交通機関を利用したり、人と人との接触が起きてしまうので、まず、その機会を少なくすることと、A班とB班を分けたのは例えばA班のメンバーに感染者が発生した場合であってもB班と接触していなければB班のみで最低限の業務運営は可能であるとの考えでした。もちろん、両方の班に感染者が出てしまえば業務運営は困難になってしまいますが、当時の徳島の状況ではそれほど感染者が出ておらず、そのような方法により何とか業務停滞を避けつつ、かつ、社会的にも人と人との接触を避けるということを最優先に考えざるを得ませんでした。これが正しかったかどうかは、何年か経ってみないとわからないことだろうと思います。その点を重視していたので、ある程度、非効率になってしまうのは仕方がないと割り切ってやっていたのが実情です。裁判所も同じではないかと思います。
- ： 現状では新型コロナの第2波が来ており、これから第3波が来るのではないかと考えられるところです。その対応として第1波で起きた感染者に対する差別や医療従事者に対する誹謗中傷というような人権問題について、司法機関として行うべきことの1つとして、業務という点とどう対応したかという点、次に備えて今後どのような対応をするかという点があるかと思います。これを機会にコロナがあぶり出した今の日本の社会で人権をどこまで守っていくことができるのか、コロナで表面化したSNSを通じた人権侵害について拡大させないとか未然防止を図るということに対応していただきたいと思います。司法機関としては難しいのかもしれませんが、冬にもやってくるかもしれない次のコロナの波に対して、司法機関としてコロナに関わる人権侵

害の問題に対応していただきたいと考えています。目の前に起きている具体的な人権問題に対して司法機関に期待したいと考えています。

- ： もちろん人権問題も重要だと考えています。感染者に対する差別や医療従事者に対する誹謗中傷があったということは事実で、これをどうしていくかということは大事な問題だと思っています。ただ、司法機関としては事件がくれば、それに対して証拠などを基に判断していくこととなるのですが、世間に対して積極的に発信していくという点については司法機関の役割としては難しいという状況にあります。人権問題が重要だという点については先ほど申し上げたとおり非常によく理解しているつもりです。

テーマ「裁判所におけるBCPに基づく措置（業務態勢）の周知の在り方について」

- ： 質問ですが、テレビのニュースなどでも業務縮小については報道されましたか。
- ： テレビのニュースなどでは特に報道されなかったと思いますが、特定の事件が取り消されたというような新聞報道はあったかと思っています。
- ： 当時のことを思い返すと、徳島だけに限らず、緊急事態宣言が発令されたということで裁判期日がどんどん取り消されていたという報道が出ていました。しかし、一方で緊急性のあるものについてはそれまでと変わらず受け付けていたという状況だったと思いますが、事件書類の受付はしているという部分についてはもう少しアピールしてもよかったのではないかと思います。取り消されているというネガティブな部分ばかり報道されていると裁判所に行きたかったけれど受け付けてもらえないのかと誤解を招く可能性があり、緊急事態宣言中でも業務としてすべきものはしているというアピールも必要ではないかと思いました。
- ： 緊急性がある事件というのも見る方にとってはなかなかわかりにくいということもあります。また、裁判官の独立との関係から処理を行うか否かは個別事件ごとに裁判体が判断することになりますので、一律にこの種別の事件は処理するとの広報は難しかったところがあり、今回の周知方法になったという実情です。この点につきましては、今後の検討課題にしたいと考えております。
- ： BCPという観点でしたが、裁判所は南海地震などの災害に関するBCPの対応については検討済みですか。
- ： 今回のテーマとなっている新型インフルエンザ等の業務継続計画とは別に大規模災害対応業務継続計画も定めています。
- ： それはホームページで公開していますか。
- ： ホームページでは公開しておりません。